

所得控除一覧

雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族(総所得金額が48万円以下)が前年中に災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合。 ①(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額×10%) } いずれか多い方の金額 ②災害関連支出の金額－5万円																				
医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、前年中に医療費を支払った場合。 (控除限度額200万円) (支払った医療費の額－保険金などで補填される金額)－ [10万円または所得金額の合計額の5% whichever is smaller] ※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合 合計支払額－保険等補填額－12,000円 (控除限度額88,000円)																				
社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために前年中に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料がある場合。 ※配偶者やその他の親族の公的年金から引かれている保険料はあなたの控除対象外となります。																				
小規模共済等掛金控除	あなたが前年中に支払った小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金と確定拠出年金法に基づく個人年金型加入者掛金がある場合。																				
生命保険料控除	あなたやあなたとの配偶者、その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を前年中に支払った場合。 ①新契約(平成24年1月1日以降締結した契約)に係る控除額 イ 介護医療保険料控除分 下記計算式による控除金額【上限28,000円】 ロ 一般生命保険料控除分 下記計算式による控除金額【上限28,000円】 ハ 個人年金保険料控除分 下記計算式による控除金額【上限28,000円】 ※イ+ロ+ハの合計額の上限は70,000円 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支払保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円以下</td> <td>支払保険料の金額×1/2+ 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円以下</td> <td>支払保険料の金額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円～</td> <td>28,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table> ②旧契約(平成23年12月31日以前に締結)に係る控除額(従来どおり。) イ 一般生命保険料控除分 下記計算式による控除金額【上限35,000円】 ロ 個人年金保険料控除分 下記計算式による控除金額【上限35,000円】 ※イ+ロの合計額の上限は70,000円 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支払保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円以下</td> <td>支払保険料の金額×1/2+ 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円以下</td> <td>支払保険料の金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円～</td> <td>35,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table> ③新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合 上記①と②のそれぞれの計算式で求めた合計額(上限28,000円)	支払保険料の金額	生命保険料控除額	12,000円以下	支払保険料の金額	12,001円～32,000円以下	支払保険料の金額×1/2+ 6,000円	32,001円～56,000円以下	支払保険料の金額×1/4+14,000円	56,001円～	28,000円(上限)	支払保険料の金額	生命保険料控除額	15,000円以下	支払保険料の金額	15,001円～40,000円以下	支払保険料の金額×1/2+ 7,500円	40,001円～70,000円以下	支払保険料の金額×1/4+17,500円	70,001円～	35,000円(上限)
支払保険料の金額	生命保険料控除額																				
12,000円以下	支払保険料の金額																				
12,001円～32,000円以下	支払保険料の金額×1/2+ 6,000円																				
32,001円～56,000円以下	支払保険料の金額×1/4+14,000円																				
56,001円～	28,000円(上限)																				
支払保険料の金額	生命保険料控除額																				
15,000円以下	支払保険料の金額																				
15,001円～40,000円以下	支払保険料の金額×1/2+ 7,500円																				
40,001円～70,000円以下	支払保険料の金額×1/4+17,500円																				
70,001円～	35,000円(上限)																				
地震保険料控除	あなたが火災保険・損害保険契約等の地震損害部分について前年中に支払った保険料がある場合。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払保険料金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 地震保険料控除</td> <td>50,000円以下</td> <td>地震保険料の金額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B 旧長期損害保険料</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払った保険料額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円まで</td> <td>支払った保険料額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>AとBの両方</td> <td></td> <td>AとBの合計額 限度額 25,000円</td> </tr> </tbody> </table> 1件の損害保険契約等で、地震保険契約・長期損害保険契約のいずれにも該当するときは、いずれか一方の契約のみに該当するものとして計算し、有利な方で控除することができます。		支払保険料金額	控除額	A 地震保険料控除	50,000円以下	地震保険料の金額×1/2	50,001円以上	25,000円	B 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料額	5,001円～15,000円まで	支払った保険料額×1/2+2,500円	15,001円以上	10,000円	AとBの両方		AとBの合計額 限度額 25,000円		
	支払保険料金額	控除額																			
A 地震保険料控除	50,000円以下	地震保険料の金額×1/2																			
	50,001円以上	25,000円																			
B 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料額																			
	5,001円～15,000円まで	支払った保険料額×1/2+2,500円																			
	15,001円以上	10,000円																			
AとBの両方		AとBの合計額 限度額 25,000円																			
ひとり親控除	控除額 300,000円 法律婚の有無や性別にかかわらず、ひとり親で、次の すべて に該当する場合 ① 前年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(※1)を有する人 ② 前年中の合計所得金額が500万円以下の人 ※1 生計を一にする子とは、他の人の扶養親族でない子に限ります。 *住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載されている場合は、対象外です。																				
寡婦控除	控除額 260,000円 ・夫と死別した人や夫が生死不明の人で、次に該当する人 ① 前年中の合計所得金額が500万円以下の人(扶養要件はなし) ・夫と離婚後再婚していない人で、次の すべて に該当する人 ① 子以外の扶養親族を有する人 ② 前年中の合計所得金額が500万円以下の人																				
勤労学生控除	前年の12月31日現在、あなたが学生・生徒で前年中の合計所得が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合。 260,000円																				
障害者控除	あなたやあなたの控除対象配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合。 ①普通障害者(身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級以下など) 260,000円 ②特別障害者(身体障害者手帳1、2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など) 300,000円 ③上記②のうち、あなた又はあなたと生計を一にする親族と同居している方 530,000円																				

<p style="text-align: center;">配偶者控除</p>	<p>あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合。</p> <table border="1" data-bbox="399 145 1332 347"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">あなたの合計所得</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般配偶者 (配偶者が70歳未満)</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>老人配偶者 (配偶者が70歳以上)</td> <td>380,000円</td> <td>260,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	あなたの合計所得			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	一般配偶者 (配偶者が70歳未満)	330,000円	220,000円	110,000円	老人配偶者 (配偶者が70歳以上)	380,000円	260,000円	130,000円																																					
区分	あなたの合計所得																																																				
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																		
一般配偶者 (配偶者が70歳未満)	330,000円	220,000円	110,000円																																																		
老人配偶者 (配偶者が70歳以上)	380,000円	260,000円	130,000円																																																		
<p style="text-align: center;">配偶者 特別控除</p>	<p>あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得が下記の表に当てはまる場合。(青色専従者、白色専従者を除く)</p> <table border="1" data-bbox="399 481 1396 907"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得</th> <th colspan="3">あなた(居住者)の合計所得</th> <th rowspan="2">配偶者の収入が給与のみの場合の給与収入額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480,001円 ~ 1,000,000円</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td rowspan="2">110,000円</td> <td>1,030,001円~1,550,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円 ~ 1,050,000円</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> <td>1,550,001円~1,600,000円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円 ~ 1,100,000円</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> <td>90,000円</td> <td>1,600,001円~1,667,999円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円 ~ 1,150,000円</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> <td>70,000円</td> <td>1,668,000円~1,751,999円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円 ~ 1,200,000円</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> <td>60,000円</td> <td>1,752,000円~1,831,999円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円 ~ 1,250,000円</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> <td>40,000円</td> <td>1,832,000円~1,903,999円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001円 ~ 1,300,000円</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> <td>1,904,000円~1,971,999円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001円 ~ 1,330,000円</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> <td>1,972,000円~2,015,999円</td> </tr> <tr> <td>1,330,001円~</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>2,016,000円~</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得	あなた(居住者)の合計所得			配偶者の収入が給与のみの場合の給与収入額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	480,001円 ~ 1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	1,030,001円~1,550,000円	1,000,001円 ~ 1,050,000円	310,000円	210,000円	1,550,001円~1,600,000円	1,050,001円 ~ 1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	1,600,001円~1,667,999円	1,100,001円 ~ 1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	1,668,000円~1,751,999円	1,150,001円 ~ 1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円	1,752,000円~1,831,999円	1,200,001円 ~ 1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	1,832,000円~1,903,999円	1,250,001円 ~ 1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	1,904,000円~1,971,999円	1,300,001円 ~ 1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円	1,972,000円~2,015,999円	1,330,001円~	0円	0円	0円	2,016,000円~
配偶者の合計所得	あなた(居住者)の合計所得			配偶者の収入が給与のみの場合の給与収入額																																																	
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																		
480,001円 ~ 1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	1,030,001円~1,550,000円																																																	
1,000,001円 ~ 1,050,000円	310,000円	210,000円		1,550,001円~1,600,000円																																																	
1,050,001円 ~ 1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	1,600,001円~1,667,999円																																																	
1,100,001円 ~ 1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	1,668,000円~1,751,999円																																																	
1,150,001円 ~ 1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円	1,752,000円~1,831,999円																																																	
1,200,001円 ~ 1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	1,832,000円~1,903,999円																																																	
1,250,001円 ~ 1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	1,904,000円~1,971,999円																																																	
1,300,001円 ~ 1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円	1,972,000円~2,015,999円																																																	
1,330,001円~	0円	0円	0円	2,016,000円~																																																	
<p style="text-align: center;">扶養控除</p> <p>※扶養親族の年齢は、前年の12月31日時点(前年中に死亡した場合は死亡の時点)で判定します。</p>	<p>あなたと生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合。(16歳未満の扶養親族、青色専従者、白色専従者を除く)</p> <table border="1" data-bbox="399 1041 1252 1288"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>該当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16歳未満扶養親族</td> <td>0円</td> <td>0歳~15歳</td> </tr> <tr> <td>一般扶養</td> <td>330,000円</td> <td>16歳~18歳・23歳~69歳</td> </tr> <tr> <td>特定扶養</td> <td>450,000円</td> <td>19歳~22歳</td> </tr> <tr> <td>老人扶養</td> <td>380,000円</td> <td>70歳以上</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>450,000円</td> <td>老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で同居している方</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	該当者	16歳未満扶養親族	0円	0歳~15歳	一般扶養	330,000円	16歳~18歳・23歳~69歳	特定扶養	450,000円	19歳~22歳	老人扶養	380,000円	70歳以上	同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で同居している方																																		
区分	控除額	該当者																																																			
16歳未満扶養親族	0円	0歳~15歳																																																			
一般扶養	330,000円	16歳~18歳・23歳~69歳																																																			
特定扶養	450,000円	19歳~22歳																																																			
老人扶養	380,000円	70歳以上																																																			
同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で同居している方																																																			
<p style="text-align: center;">基礎控除</p>	<p>合計所得金額の区分に応じ所得金額から控除。(合計所得が2,500万円を超えると適用はなし。)</p> <table border="1" data-bbox="399 1366 965 1512"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし																																										
合計所得金額	控除額																																																				
2,400万円以下	43万円																																																				
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																																				
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																																				
2,500万円超	適用なし																																																				